

議案第四十四号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

港区公衆便所条例（昭和三十九年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表ラグビー場前公衆便所の項を削る。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

ラグビー場前公衆便所を廃止するため、本案を提出いたします。